

==== 公布された規則のあらまし ====

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則改正の理由

事業者による産業廃棄物の不適正処理を防止するため、自社処分に係る処分量等の報告義務の対象を、許可を要しない処分場への埋立処分にまで拡大する。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の埋立処分を行う事業者に対し、毎年6月末までに処分量等を記載した帳簿の写しを総合事務所長に提出するよう義務付ける。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。